

第六二回

参第六号

家内労働法（案）

（目的）

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件の基準等を定め、もつて家内労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその売渡しを受けた者から次に掲げる物品を買い受けることを約すること。

イ 売渡しを受けた者が、当該物品を部品、附属品若しくは原材料として製造した物品

ロ 売渡しを受けた者が、当該物品に加工等をした物品

2 この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）又はその業務のために使用し若しくは消費する物品について委託をするもの

二 前号に規定する者のために行為をするすべての者

3 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用していないものをいう。

4 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第一項第二号の委託の場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の部品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

（家内労働の条件の決定）

第三条 家内労働の条件は、家内労働者と委託者が対等の立場において決定されなければならない。

（均等待遇）

第四条 委託者は、家内労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として、工賃その他の家内労働の条件について、差別的取扱いをしてはならない。

（家内労働の条件の明示等）

第五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の工賃、最低工賃額（第十三条第二項の規定により決定された最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 前項の規定によつて明示された家内労働の条件が事実と相違する場合においては、家内労働者は、直ちに委託の契約を解除することができる。

（家内労働者手帳）

第六条 労働大臣は、家内労働者に対し家内労働者手帳を交付するものとする。

2 家内労働者手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（委託関係の終了の予告）

第七条 委託者は、家内労働者との委託関係を終了させようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。ただし、事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき理由に基づいて委託関係を終了させる場合においては、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する家内労働者については適用しない。ただし、第一号に該当する者が一月をこえて引き続き委託をされるに至つた場合又は第二号に該当する者が所定の期間をこえて引き続き委託をされるに至つた場合においては、この限りでない。

一 日日委託をされる者

二 二月以内の期間を定めて委託をされる者

（委託の制限）

第八条 委託者は、家内労働者が一日について八時間、一週間について六日をこえてその委託に係る物品の製造又は加工等に従事することとなる委託をしてはならない。

第九条 委託者は、労働省令で定める危険又は有害な業務に家内労働者がつくこととなる委託をしてはならない。

2 前項の労働省令を定めるにあつては、中央家内労働審議会の意見をきかなければならない。

第十条 委託者は、十五歳に満たない児童に家内労働者として委託をしてはならない。

（産前産後）

第十一条 委託者は、六週間以内に出産する予定である家内労働者又は産後六週間を経過しない家内労働者が休業した場合においては、休業したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（工賃の支払）

第十二条 工賃は、通貨で、直接家内労働者に、その全額を支払わなければならない。

2 工賃は、七日以内ごとに一回、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、七日をこえる期間を要する製造又は加工等に係る工賃で労働省令で定めるものについ

ては、この限りでない。

(最低工賃)

第十三条 委託者は、家内労働者に委託をしようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該家内労働者への当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃を決定しなければならない。

3 最低工賃は、最低賃金法（昭和 年法律第 号）の定める最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。

4 委託者が家内労働者に委託をしようとする場合において、委託をしようとする物品の製造又は加工等が、当該委託者が第一項の規定によりすでにした申請に係る物品の製造又は加工等と同一のものであるときは、同項の規定は適用しない。ただし、当該家内労働者が当該都道府県労働基準局の管轄区域外に居住している場合その他労働省令で定める場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品の製造又は加工等について決定した最低工賃をもつて、当該委託をしようとする物品の製造又は加工等についての最低工賃とする。

6 第一項の規定は、委託者が同項の申請に係る最低工賃が決定される以前に家内労働者に当該申請に係る委託をすることを妨げるものではない。

7 第二項の規定により決定した最低工賃は、第一項の規定による申請のあつた日から効力を有する。

8 都道府県労働基準局長は、第二項の規定により決定した最低工賃について必要があると認めるときは、その改正の決定をすることができる。

9 第二項の規定は、前項の決定をする場合に準用する。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、家内労働者に対し、委託をした物品の製造又は加工等についての最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2 家内労働者と委託者との間の委託の契約で当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、当該最低工賃と同様の定めをしたものとみなす。

(危害の防止)

第十五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、委託者が提供する機械、器具その他の設備又は原材料による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、危険防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

3 委託者が第一項の規定によつて講ずべき措置の基準及び家内労働者が前項の規定によつて遵守すべき事項は、労働省令で定める。

4 第九条第二項の規定は、前項の労働省令を定める場合に準用する。

第十六条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者が前条第三項の規定により定められた基準に違反する場合においては、労働省令で定めるところにより、委託者に対して必要な事項を命ずることができる。

(安全衛生教育)

第十七条 委託者は、家内労働者に委託をした場合においては、その家内労働者に対して、当該委託に係る物品の製造又は加工等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(帳簿の備付け)

第十八条 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者に関し、その氏名、工賃、最低工賃その他の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けて置かなければならない。

(家内労働審議会)

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に応じて、家内労働者に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

3 家内労働審議会は、政令の定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 委員は、政令の定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、家内労働審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)

第二十条 労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十一条 労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働基準局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の最低工賃並びに工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項をつかさどり、所属の家内労働監督官を指揮監督する。

(労働基準法の準用)

第二十二条 労働基準法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二十三条の規定は委

託者が家内労働者に委託をする場合について、第五十八条及び第五十九条の規定は家内労働者が未成年者である場合について、同法第一百一条第一項及び第四項並びに第一百二条の規定は家内労働監督官の権限について、同法第一百四条第一項の規定は家内労働者について、同条第二項の規定は委託者について、同法第一百五条の規定は家内労働監督官の義務について、同法第一百十条の規定は委託者又は家内労働者について、同法第一百五十五条の規定はこの法律の規定による工賃について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条	労働契約	委託の契約
第十七条	賃金	工賃
第十八条第一項	労働契約	委託の契約
第二十三条第一項	退職	委託関係の終了
	賃金	工賃
第二十三条第二項	賃金	工賃
第五十八条	労働契約	委託の契約
第五十九条	賃金	工賃
第一百一条第一項	使用者若しくは労働者	委託者若しくは家内労働者
第一百四条第一項	事業場	委託者
	労働基準監督官	家内労働監督官
第一百四条第二項	労働者に対して解雇	家内労働者に対して委託の契約の解除
第一百十条	労働基準監督官	家内労働監督官

(家内労働者組合等)

第二十三条 工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件につき、委託者と交渉するため
に家内労働者が組織する家内労働者組合については、別に法律で定める。

第二十四条 委託者と家内労働者との家内労働関係の調整については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省
令で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処す
る。

- 一 第四条、第七条第一項、第九条、第十条、第十三条第一項、第十四条第一項又は
第十五条第一項の規定に違反した者
- 二 第十六条の規定による命令に違反した者
- 三 第二十二条において準用する労働基準法第十六条、第十七条、第十八条第一項又
は第一百四条第二項の規定に違反した者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第十二条又は第十八条の規定に違反した者
- 二 第二十二条において準用する労働基準法第二十三条、第五十八条第一項、第五十

九条又は第二百五条の規定に違反した者

三 第二十二條において準用する労働基準法第百一條第一項又は第四項の規定による臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、尋問に対して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は偽りの記載をした帳簿書類の提出をした者

四 第二十二條において準用する労働基準法第百十條の規定による報告をせず若しくは偽りの報告をし、又は出頭しなかつた者

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第十九條の規定及び附則第十項中家内労働審議会に係る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際、現に家内労働者に委託をしている委託者は、この法律の施行の日から三十日以内に都道府県労働基準局長に対し、当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならない。ただし、この法律の施行の日から三十日以内に委託関係の終了する委託者については、この限りでない。

3 第十三條第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

4 前二項の規定により決定された最低工賃は、第十三條の規定により決定された最低工賃とみなす。

5 前項の最低工賃は、この法律の施行の日から三十日を経過した日から効力を有する。

6 第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

8 旧最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号。以下「旧法」という。）第二十條第一項又は第三項の規定により決定された最低工賃で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、この法律の施行の日から三十日間は、旧法の規定は、なおその効力を有する。

9 旧法の規定による最低工賃に関し、前項に規定する期間内にした行為に対するその期間の満了後における罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

10 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の三及び第三十二号の四を次のように改める。

三十二の三 家内労働法（昭和 年法律第 号）に基づいて、最低工賃及びその改正の決定をすること。

三十二の四 削除

第六条第一項第十四号中「給与」の下に「（家内労働者の工賃を含む。以下第十八号において同じ。）」を加える。

第八条第一項第九号を次のように改める。

九 家内労働者の工賃及び最低工賃に関すること。

第八条第一項第十四号中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を「、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び家内労働法」に改める。

第十三条第一項の表中「家内労働審議会」を「中央家内労働審議会」に改め、同表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官」の下に「及び家内労働監督官」を加える。

第十五条第一項中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」を「、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及び家内労働法（これに基づく命令を含む。）」に改め、同条第二項第四号中「賃金」の下に「（家内労働者の工賃を含む。）」を加える。

第十六条第一項の表中

「	地方労働基準審議会	地方労働基準審議会 都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。	」
を			
「	地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。	」
	地方家内労働審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、家内労働者に関する事項を調査審議すること。	

に改める。

第十七条第一項中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」を「、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及び家内労働法（これに基づく命令を含む。）」に改める。
（社会保険労務士法の一部改正）

11 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号を第三十五号とし、第二十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 家内労働法（昭和 年法律第 号）

理 由

家内労働者の生活の安定を図るため、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件の基準等に関して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約九億六千万円の見込みである。